

ふくぎん I C キャッシュカード特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、I C キャッシュカード（キャッシュカード機能を搭載した I C チップを組み込んだ磁気ストライプと併用型のカード）を利用するにあたり適用される事項を定めます。
- (2) この特約に定めのない事項は「ふくぎんキャッシュカード規定」が適用されるものとします。

2. I C キャッシュカードの利用

- (1) I C キャッシュカードは、I C キャッシュカードが利用可能な現金自動預入支払機・振込機その他の端末（以下「I C キャッシュカード対応 A T M 等」といいます）で利用できます。
- (2) ふくぎんキャッシュカード規定第 1 条に定める、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下提携先）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）のうち、一部の提携先において、提携先の都合により I C キャッシュカードの利用ができない支払機・振込機を設置している場合があります。この場合、当該支払機ではふくぎんキャッシュカード規定第 1 条の定めにかかわらず、I C キャッシュカードは利用できません。

3. 1日あたりの払戻限度額

当行は、当行および契約先の支払機・振込機を利用した預金払戻における一日あたりの限度額について、I C キャッシュカードを利用した払戻である場合と、磁気ストライプを利用した払戻である場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. I C キャッシュカード対応支払機等の故障時の取扱

I C キャッシュカード対応支払機等の故障時には、I C キャッシュカードの利用はできません。

5. I C キャッシュカード読取り不能時の取扱等

- (1) I C キャッシュカードに組み込んだ I C チップ等（以下「I C チップ等」という）の故障等によって、I C キャッシュカード対応支払機等において I C チップを読取ることができなくなった場合には、I C キャッシュカードの利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、すみやかに I C キャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) I C チップ等の故障等によって、I C キャッシュカード対応支払機において I C チップが読取ることができなくなったことにより損害が生じて、当行は責任を負いません。

6. I C キャッシュカードへ切替た場合のふくぎんキャッシュカードの取扱

I C キャッシュカードの発行に伴ない、I C キャッシュカードを使用したとき、もしくは当行が定める一定期間を経過した後は、預金口座のふくぎんキャッシュカード（以下「旧キャッシュカード」という）は使用できなくなります。使用中の旧カードは第三者に使用されることのないよう本人の責任において廃棄してください。なお、I C キャッシュカード発行後についても、旧カードの偽造、盗難、紛失等により生じた損害については、ふくぎんキャッシュカード規定第 1 4 条、第 1 5 条に定められる場合を除き、当行は責任を負いません。

7. 特約の変更

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。

- (2) 第1項によるこの特約の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)